平成２７年（フ）第１０３２号
福岡市博多区那珂３丁目27―17―311号、住民票上の住所長崎市茂木町149番地９
債務者　中本　祐記
1　決定年月日時　平成27年８月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　後藤　大輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月９日午後４時
5　免責意見申述期間　平成27年９月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１０７１号
福岡市早良区百道２丁目17番12号
債務者　廣田　琢磨
1　決定年月日時　平成27年８月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　橋本　千尋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月８日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年９月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１０７６号
福岡市南区若久１丁目34番３号
債務者　博多屋泰典
1　決定年月日時　平成27年８月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大坪　知弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月８日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年９月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１０９４号
福岡市中央区警固２丁目17番19―301号
債務者　山中　　聡
1　決定年月日時　平成27年８月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　花島　正晃
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月８日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年９月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第２２０号
鹿児島県鹿児島市天保山町20番16号（今村マンション403号）
債務者　水流添　誠
1　決定年月日時　平成27年８月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　辰田佑一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月６日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第６号
北海道檜山郡江差町字茂尻町345番地
債務者　近藤　全宣
1　決定年月日時　平成27年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月28日まで
函館地方裁判所江差支部

平成２７年（フ）第７号
北海道二海郡八雲町熊石平町54番地４
債務者　泉谷　孝文
1　決定年月日時　平成27年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月28日まで
函館地方裁判所江差支部

平成２７年（フ）第６４号
岐阜県不破郡関ケ原町大字関ケ原3625番地、住民票上の住所滋賀県彦根市原町698番地45
債務者　白濵とみ子（旧姓桐山・髙木）
1　決定年月日時　平成27年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月28日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２７年（フ）第２５０号
埼玉県草加市吉町５丁目10番25号
債務者　井出　昭裕（旧姓川島）
1　決定年月日時　平成27年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月１日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第２５１号
埼玉県春日部市大枝104番地32
債務者　前田　哲正
1　決定年月日時　平成27年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月１日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第２６６号
埼玉県春日部市南３丁目８番１号　ソレイユ春日部101号
債務者　岡田　裕二
1　決定年月日時　平成27年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月１日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第７号
埼玉県秩父郡横瀬町大字横瀬4242番地１　アピアランスマンション６号室
債務者　千徳　則昭
1　決定年月日時　平成27年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月１日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２７年（フ）第２１３号
岩手県岩手郡岩手町大字川口第12地割19番地６　スカイハイツＣ棟101号、旧住所岩手県北上市堤ケ丘２丁目６番12号　パークハイツ201号
債務者　岡沢　章子
1　決定年月日時　平成27年８月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第９７７号
福岡市東区和白４丁目15番15―403号
債務者　山口　直子（旧姓柴田）
1　決定年月日時　平成27年８月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第９８１号
福岡県糟屋郡篠栗町大字篠栗4708番地５
債務者　鳳崎　　薫
1　決定年月日時　平成27年８月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第９８４号
福岡市南区那の川１丁目22番22―1111号
債務者　新井　律子
1　決定年月日時　平成27年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１００９号
福岡市東区御島崎１丁目20番403号
債務者　新井　祥平
1　決定年月日時　平成27年８月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部